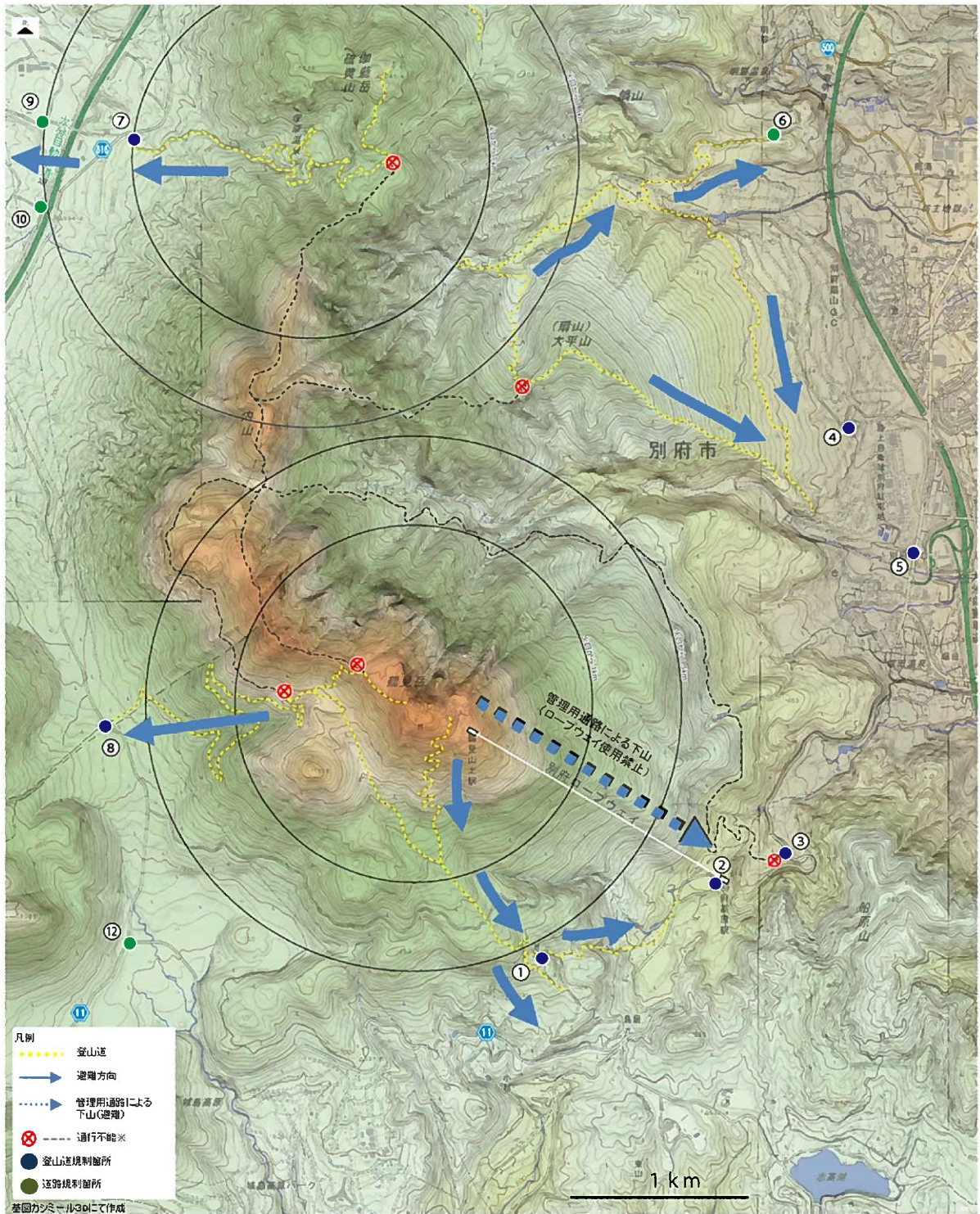


【巻末資料】

- 1) 想定火口から噴火が発生した場合の避難ルート
- 2) 広域避難する場合の避難ルート
- 3) 各機関の配備体制
- 4) 協議会関係機関の連絡先一覧
- 5) 交通規制位置・方法等確認票（イメージ）
- 6) 緊急時における情報伝達例

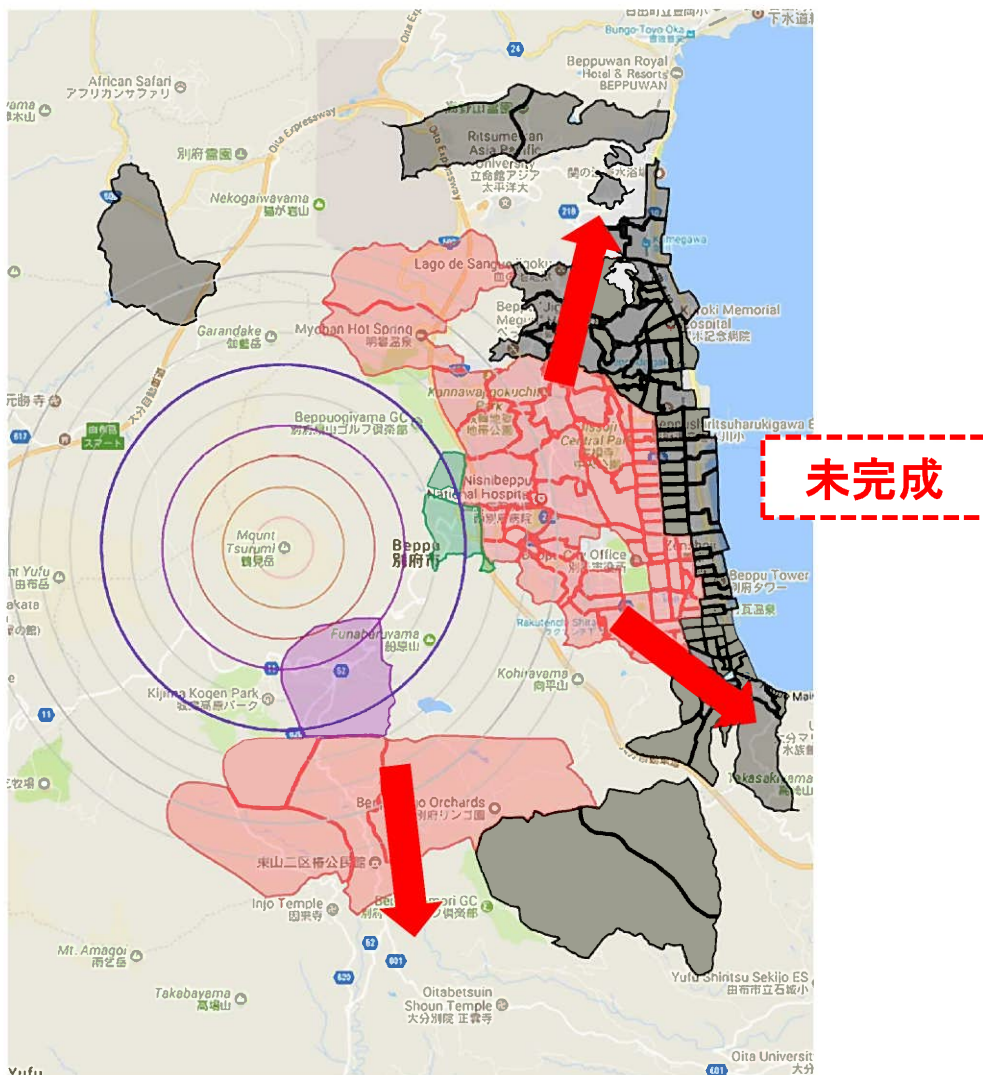
1) 想定火口から噴火が発生した場合の避難ルート

【火口周辺からの避難経路図】



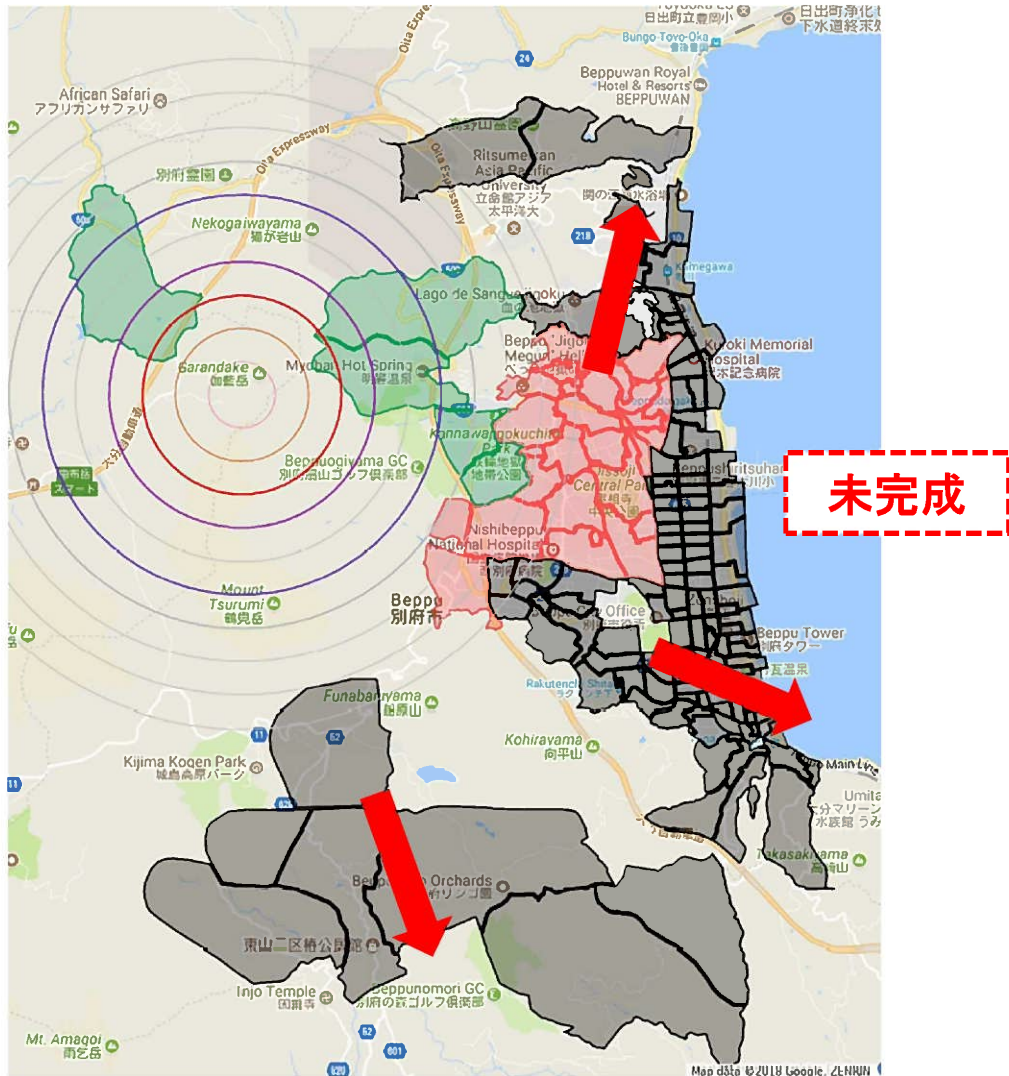
2) 広域避難する場合の避難ルート

図1 噴火警戒レベル5（3次避難）での避難ルート 鶴見岳



(三次避難区域) 3 kmを超える居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫

図2 噴火警戒レベル5（3次避難）での避難ルート 伽藍岳



(三次避難区域) 3 kmを超える居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫

3) 各機関の配備体制

【大分県】

風水害等対策編 第3部 災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第1節 組織

(1) 災害対策連絡室

イ 災害対策連絡室

(イ) 設置基準

- a. 大分地方気象台が警報を発表したとき（ただし、海上警報は除く。）
- b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る火口周辺警報を発表したとき
- c. その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき
- d. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

県庁舎新館8階 大分県防災センター内

(ハ) 組織・職制

室長	防災対策室長
副室長・室員	別に定める職員

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 災害情報の収集及び伝達
- b. 市町村の対処態勢・活動状況の把握
- c. 関係機関等に対する災害対策上の通報

(ホ) 解散基準

- a. 警報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき
- b. 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき
- c. 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき

(ヘ) その他

各部局長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

ロ 地区災害対策連絡室

(イ) 主な設置基準

- a. 大分地方気象台が当該振興局の管内に警報を発表したとき（ただし、海上警報は除く。）
- b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る火口周辺警報を発表したとき
- c. その他異常な自然現象等により当該振興局の管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき
- d. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

振興局内

(ハ) 組織・職制

地区室長	振興局次長（地域防災監）
地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員

(ニ) 処理すべき主な事項

- a. 地区内の災害情報の収集及び伝達
- b. 地区内の地方機関の対処態勢・活動状況の把握
- c. 災害対策連絡室との連絡調整

(ホ) 解散基準

- a. 警報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき
- b. 地区災害警戒本部又は地区災害対策本部が設置されたとき
- c. 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき

(ヘ) その他

地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

(2) 災害警戒本部

イ 災害警戒本部

(イ) 主な設置基準

- a. 大分地方気象台が警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき
- b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表したとき
- c. その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき
- d. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

県庁舎新館8階 大分県防災センター内

(ハ) 組織・職制

本部長	生活環境部防災局長
副本部長	生活環境部危機管理監

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 災害情報の収集及び伝達
- b. 市町村の対処態勢・活動状況の把握
- c. 関係機関等に対する災害対策上の通報
- d. 関係部局の初動措置等の総合調整

(ホ) 解散基準

- a. 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき
- b. 災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき
- c. 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき

(ヘ) その他

- a. 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため情報室を設置する。

室長	防災対策室長
副室長・室員	別に定める職員

- b. 広報業務を円滑に推進するため広報員を配置する。配置にあたっては、広報広聴課長が、災害対策本部広報・情報発信班要員の中から広報広聴課職員を含み指名する。
- c. 各部局長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

ロ 地区災害警戒本部

(イ) 主な設置基準

- a. 大分地方気象台が当該振興局の管内に警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき
- b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表したとき
- c. その他異常な自然現象等により当該振興局の管内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき
- d. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

振興局内

(ハ) 組織・職制

地区本部長	振興局長
地区副本部長	振興局次長（地域防災監）

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 地区内の災害情報の収集及び伝達
- b. 地区内の地方機関の対処態勢・活動状況の把握
- c. 関係地方機関の初動措置等の総合調整
- d. 災害警戒本部との連絡調整

(ホ) 解散基準

- a. 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき
- b. 地区災害対策本部又は地区災害対策連絡室が設置されたとき
- c. 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき

(ヘ) その他

- a. 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため地区情報室を設置する。

地区室長	振興局長
地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員

- b. 地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

(3) 災害対策本部

イ 災害対策本部

(イ) 主な設置基準

- a. 大分地方気象台が特別警報を発表したとき
- b. 大分地方気象台が警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき
- c. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- d. その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき
- e. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

県庁舎新館8階 大分県防災センター内

ただし、防災センターが被災し使用できない場合は、県庁舎等に設置するものとする。

(ハ) 組織・職制

本部長	知事
副本部長	副知事、警察本部長
本部員	知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、陸上自衛隊別府駐屯地連絡幹部職員、海上保安庁第七管区海上保安本部大分海上保安部職員

- a. 災害応急対策の基本方針その他の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び本部員を構成員とする本部会議を設置する。
- b. 本部会議の事務処理及び災害に関する情報を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に

風水害等対策編 第3部 災害応急対策
 第2章 活動体制の確立
 第1節 組織

処理するため総合調整室を設置する。

室長	生活環境部危機管理監
室員	別に定める職員

c. 各種の災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。

部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、 商工労働部長、農林水産部長、土木建築部長、警察本部 警備部長、教育長
調整担当官	別に定める職員
班長・副班長・班員	別に定める職員

(二) 処理すべき主な事項

- a. 本部会議の協議事項
 - ・災害応急対策の重点項目の決定
 - ・災害応急対策の進捗状況
 - ・自衛隊の災害派遣要請の決定
 - ・広域応援要請の決定
 - ・災害救助法適用の決定
 - ・その他災害対策本部長が必要と認める事項
- b. 総合調整室の主な処理事務
 - ・災害情報の一元的な管理
 - ・災害対策本部の人員調整
 - ・被害状況、避難状況等の情報収集
 - ・安全情報、義援物資の受付等広報
 - ・関係団体への応援要請
 - ・緊急車両の確認
 - ・災害応急対策の全体調整
 - ・広域避難及び応援の要請
 - ・各部をまたがる重要事項の連絡調整
 - ・原子力災害対策に係る連絡調整及び住民問い合わせ対応
 - ・原子力災害時の環境放射線モニタリングの実施
 - ・原子力災害時の放射線防護措置実施に係る指揮及び全体調整
 - ・原子力災害時の広域避難者の受入調整
 - ・ヘリコプターの運用調整
 - ・その他必要な事項
- c. 総務班の主な事務処理
 - ・本部会議の事務
 - ・庁内施設、設備の確保
 - ・防災会議、指定地方行政機関等との連絡
- d. 広報・情報発信班の主な処理事務
 - ・報道機関との連絡体制の確立
 - ・プレスルーム等の運営
 - ・避難情報、ライフライン情報の報道機関・県民等への広報
 - ・二次災害防止のための報道機関・県民等への広報

e. 各部の主な処理事務

【被災者救援部】

- ・避難所開設への協力・支援
- ・避難所における被災者からの要望状況の把握
- ・ボランティア活動に関する情報の一元管理
- ・大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報の共有
- ・ボランティアの要請及び派遣についての調整
- ・廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供

【支援物資部】

- ・食料、飲料水、生活用品等の供給及びあっせん
- ・市町村に対する救助物資等の配分
- ・給水班の派遣
- ・支援食料、義援物資等の受入
- ・消費生活相談所の開設
- ・生活関連物資の価格調査及び監視
- ・大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握
- ・緊急輸送車両等に必要な燃料の確保

【福祉保健医療部】

- ・救急医療体制の確立
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時公衆衛生対策チーム（DHEAT）等の派遣
- ・医療支援チーム、保健活動チーム（保健師及び事務職員等で構成するチーム。以下同じ。）等の派遣
- ・医療・保健衛生ニーズの把握
- ・福祉避難所開設への協力・支援
- ・要配慮者の被災状況の把握及び対策
- ・広域的な救急医療活動の調整
- ・被災者の感染症対策、健康・栄養相談
- ・学校の保健衛生管理
- ・被災動物の保護
- ・遺体の埋・火葬の調整
- ・原子力災害時の医療チーム及びスクリーニングチームの派遣

【児童・生徒対策部】

- ・学校施設及び職員、児童・生徒等の被災状況の把握
- ・教室の確保、応急授業の実施及び教材学用品の供給
- ・学校での保健衛生措置の実施

【通信・輸送部】

- ・通信設備の確保
- ・専用回線の設置
- ・被災地との連絡体制の確立
- ・物資その他の輸送に必要な情報の収集・伝達
- ・輸送経路の選定
- ・緊急輸送又は救出救助・消防活動に必要な輸送車両の確保
- ・緊急輸送等の実施
- ・代替交通手段の確保

【社会基盤対策部】

風水害等対策編 第3部 災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第1節 組織

- ・ 公共施設の被害状況についての情報収集及び提供
- ・ 被災した公共施設の応急復旧
- ・ 市町村の公共施設の応急復旧に対する支援
- ・ 緊急輸送道路・港湾の啓開
- ・ 交通規制の実施
- ・ 二次災害の防止活動
- ・ 被災地における住宅ニーズの把握
- ・ 応急仮設住宅の建設及び管理
- ・ 被災住宅の応急修理
- ・ 災害公営住宅の建設
- ・ 市町村が行う被災者に対する住宅の供給、確保対策への協力
- ・ 公営住宅の空き部屋調査及び緊急家賃調査の実施
- ・ 総合住宅相談所の開設

【農林水産基盤対策部】

- ・ 公共施設の被害状況についての情報収集及び提供
- ・ 農林水産施設及び農作物の被害状況についての情報の収集及び提供
- ・ 原子力災害時の地域生産物等の摂取制限の実施に係る措置
- ・ 被災した公共施設の応急復旧
- ・ 市町村の公共施設の応急復旧に対する支援
- ・ 緊急輸送道路・漁港の啓開
- ・ 二次災害の防止活動

【治安対策部】

- ・ 住民の避難誘導
- ・ 被災者の救出救助
- ・ 防犯パトロールの実施
- ・ 困りごと相談所の開設
- ・ 臨時交番等の設置
- ・ 交通状況についての情報収集
- ・ 帰宅困難者に対する情報提供地点の確保及び誘導
- ・ 緊急交通路の確保
- ・ 交通規制の実施

(ホ) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置したときは、総合調整室情報収集班が大分県防災会議委員、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関に通知する。

(ヘ) 解散基準

気象情報や被害状況等により、本部による災害対応を継続する必要がないと災害対策本部長が認めるとき

(ト) その他

- a. 部局長は各部局の体制及び要員等について定めるものとする。

ロ 地区災害対策本部

(イ) 主な設置基準

災害対策本部が設置されたとき。ただし、災害対策本部長の指定する地区災害対策本部のみ置くことができる。

(ロ) 設置場所

振興局内

(ハ) 組織・職制

地区本部長	振興局長
地区副本部長	振興局次長（地域防災監）、保健所長、土木事務所長、 教育事務所長、警察署長
地区本部員	地方機関の長

- a. 地区災害対策本部に地区本部会議及び対策のための班を設置する。なお、各班の設置及び要員の配置については、所管する地域及び県の機関の状況並びに災害の規模を勘案して地区本部長が決定する。

(二) 処理すべき主な事項

(被災者救援班)

- ・ 県管理施設利用者の避難誘導
- ・ 被災地及び被災者の状況の把握
- ・ 市町村が行う災害応急対策に必要な支援・協力
- ・ 帰宅困難者に対する情報提供地点の確保及び誘導
- ・ 被災地におけるボランティア活動の支援
- ・ 支援物資の要望及び配布の状況の把握
- ・ 児童・生徒の被災状況及び学校運営状況の把握

(支援物資班)

- ・ 備蓄物資の開放及び義援物資の受入
- ・ 救援物資・義援物資の配分
- ・ 物資の過不足等の状況調査及び不足物資の調達
- ・ 救援物資に係る市町村の支援
- ・ 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視
- ・ 大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

(保健所班)

- ・ 社会福祉施設、医療施設、毒劇物施設の被災状況、指定避難所の開設状況ほか、医療救護・保健衛生活動に必要な情報の収集
- ・ 救急医療活動の調整
- ・ 医薬品及び衛生資材の調達・確保
- ・ 医療支援チーム、保健活動チームのローテーションや活動の調整
- ・ 被災地における衛生維持及び防疫
- ・ 補給水源の衛生状況調査
- ・ 福祉避難所開設への協力・支援
- ・ 要配慮者に対する情報提供及び保健指導
- ・ 学校の保健衛生
- ・ 被災動物の保護

(通信・輸送班)

- ・ 通信設備の確保
- ・ 交通状況の把握
- ・ 被災地との通信手段の確保
- ・ 救援物資・義援物資の配送
- ・ 被災者の指定避難所への移送

(社会基盤対策班)

- ・ 公共施設の被災状況の確認・報告
- ・ 県管理施設の点検、避難対策及び応急対策
- ・ 被災した公共施設の応急復旧

風水害等対策編 第3部 災害応急対策
 第2章 活動体制の確立
 第1節 組織

- ・被災建築物の応急危険度判定
- ・緊急交通路の確保
- ・二次災害防止のための危険箇所の点検、避難対策及び応急対策
- ・被災地における住宅ニーズの把握
- ・応急仮設住宅の建設及び管理、被災住宅の応急修理、災害公営住宅の建設
- ・市町村が行う被災者に対する住宅の供給、確保対策への協力
- ・総合住宅相談所の開設

(庶務班)

- ・管轄地区内の被害・応急対策状況等の情報の収集、取りまとめ及び本部総合調整室への報告
- ・災害関連、避難、要配慮者、交通、地域の安全、物価等に係る各種情報の受信・提供
- ・義援物資の受付品目・送付場所の情報提供
- ・市町村災害対策本部との連絡調整
- ・市町村や関係機関、住民等からの要請、要望、相談等の受付
- ・地区本部の施設、設備の被害状況把握及び機能維持のための応急対策
- ・地区本部会議の事務
- ・現地災害対策本部の設置
- ・職員の配置・調整
- ・被災市町村への職員の派遣
- ・緊急通行車両の確認
- ・消費生活相談所の開設
- ・住民からの要望事項への対応

(ホ) 解散基準

災害対策本部が解散したとき。

(ヘ) その他

- a. 地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

ハ 現地災害対策本部

(イ) 設置目的

激甚な災害が発生した場合、災害現地において、災害対策本部の事務の一部である災害関係情報の迅速な収集・伝達、被災地の実情を踏まえた対策を行う。

(ロ) 組織・職制

現地本部長	副知事、本部長（県警本部長を除く。）及び副部長のうちから本部長が指名
現地副本部長	地区本部長及び地区副本部長のうちから本部長が指名
現地本部長	関係部の要員及び関係地区の地区本部員のうちから本部長が指名

(ハ) 処理すべき主な事務

- a. 県が実施すべき災害応急対策の優先項目の決定に関する事項
- b. 市長村及び防災関係機関等から県に対する災害応急対策の要望等の処理に関する事項
- c. 効果的な地区本部組織の変更決定及び他県等からの応援要員の指揮に関する事項
- d. 市町村が実施すべき災害応急対策の指導方針の決定及び指示に関する事項
- e. その他災害応急対策に関し、緊急に処理すべき事案の処理方針の決定に関する事項
- f. 本部への連絡、報告等に関する事項

第3章 災害応急対策

第1節 組織体制の確立

大規模災害の発生時においては、市民からの災害通報及び防災関係機関等からの災害情報が集中し、混乱と錯綜の状態となることが予想されるため、市は迅速に組織体制の確立を図り災害通報及び情報を的確に処理するものとする。

1 災害対策本部

災害対策本部長は、災害対策本部を設置する場合、直ちに災害対策本部員を招集し、応急対策について協議するものとする。

なお、各対策部長及び班長は、災害対策本部会議の決定に基づき班員を指揮し、応急対応に万全を期すものとする。

(1) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置基準は、気象業務法に基づく警報が大分地方気象台から発表され、既に災害が発生し今後も被害が拡大する可能性が大であるとき及び活動火山対策特別措置法に基づく「噴火警報」が発表され、小規模な火山災害の発生又は発生のおそれがあるときの非常体制以上のときとする。

なお、風水害・火山災害による配備体制は次表のとおりとする。

風水害・火山災害の配備体制

配備体制	風水害	火山災害
災害対策連絡室 ※消防署は警備配置	波浪警報以外の警報が発表された時又は災害の発生が予想され、状況の変化に即応する準備を要するとき。	火山活動の前兆現象が発見された場合、又は地震の発生により状況の変化に即応する準備を要するとき。
災害警戒本部	災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	「火口周辺警報」の発表後において、防災上での注意を喚起し警戒を要するとき。

配備体制		風水害	火山災害
災害対策本部 (非常体制)	【第1次体制】 災害対策本部 1次要員	気象業務法に基づく警報が発表される等、災害の発生が予想され総合的な対策、又は応急対策を必要とするとき。	「噴火警報」が発表され、小規模な火山災害の発生又は発生のおそれがあり、総合的な対策を必要とするとき。
	【第2次体制】 災害対策本部 2次要員	現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な被害拡大が予想されるとき。	「噴火警報」が発表され、中規模な火山災害の発生又は発生のおそれがあり、被害が広域的に拡大すると予想されるとき。
	【第3次体制】 災害対策本部 3次要員	気象業務法に基づく特別警報が発表される等災害が特に甚大な場合、又は市全域にわたって大災害が発生したとき。	「噴火警報」が発表され、大規模な火山災害の発生又は発生のおそれがあり、全庁体制の防災対応を必要とするとき。

(2) 災害対策本部の設置時刻

原則として、災害の発生直後から概ね1時間以内に、災害対策本部を設置するものとする。

(3) 災害対策本部の責任体制の強化

災害の発生から1時間以内に何らかの理由により、本部長、副本部長の登庁が遅れた場合は、災害対策本部条例第2条第2項の規定にかかわらず、本部室長がその責務を代行する。

また、各対策部長及び班長についても、同様の措置を行い、責任体制の強化を行うものとする。

(4) 災害対策本部の設置場所

① 災害対策本部は、基本的に別府市庁舎内へ設置するものとする。

② 災害対策本部の移設については、災害状況等を勘案し災害対策本部長が決定するものとする。

(5) 災害対策本部の設置手順

災害の発生が予想され、総合的な対策を要するなどの設置基準に至り災害対策本部長が要すると判断したとき、災害対策本部を設置するものとする。

なお、災害対策本部の設置から、災害が終息し解散するまでの手順は次のとおりとする。

① 防災会議の非開催

平成 8 年 1 月の災害対策基本法一部改正により、防災会議の意見を要しないこととなったが、火山災害については、現象の確認から発災までの期間に防災会議の開催が可能であるとともに、人身被害の災害危険度が大きいことから、全市的防災対応を実施するため防災会議を開催し意見を聴取することができるものとする。

② 災害対策本部の設置

前項の「風水害・火山災害の配備体制」表により、災害対策本部を設置する。

③ 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置した場合は、迅速に次の関係機関に通知する。

- ア 県防災対策室
- イ 県東部振興局
- ウ 県別府土木事務所
- エ 陸上自衛隊別府駐屯地（第三科）
- オ 大分海上保安部
- カ 別府警察署
- キ 国土交通省大分河川国道事務所
- ク 国土交通省別府港湾・空港整備事務所

④ 災害対策本部室の要員配置

別に定める「災害対策初動マニュアル（本部室要員名簿）」に基づき配置する。

⑤ 要員の動員

- ア 勤務時間内の場合は、市防災メール又は庁内放送、内線電話、口頭等により、職員の配備の伝達を行うものとする。
- イ 勤務時間外の場合は、市防災メールにより行い、必要に応じて災害対策要員連絡網による伝達を行うものとする。

⑥ 災害対策本部の解散

- ア 災害が鎮静化した後、災害状況事後調査を実施する。
- イ 災害対策本部長は、災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の解散を決定する。

2 災害対策本部の構成

大規模災害の発生時において、輻輳する災害情報を迅速・円滑に処理し、的確な防災対応を実施するため、災害対策本部を次のとおり構成する。

(1) 本部会議

- ① 本部長（市長）及び副本部長（副市長・教育長）
- ② 本部室長（共創戦略室長）
- ③ 各対策部長

※ 本部会議は以上で構成され、市民等からの災害情報は「災害受付処理票」…（様式 8）により受理する。

本部会議では応急対策及び自衛隊の要請、避難勧告・指示、警戒区域設定、災害対策本部の解散を決定し、「指示書」…（様式 9）により各対策部・班に命令・指示をする。

また、各対策部・班は、災害現場の状況報告を「災害応急活動報告書」…（様式10）により本部会議に報告する。

本部室情報班は、各対策部の報告を「災害受付及び応急活動報告一覧表」…（様式11）にまとめるものとする。

(2) 本部室

- ① 本部室長（共創戦略室長）
- ② 総括班、情報班、広報班、機動班

(3) 対策部

- ① 各対策部長
- ② 各対策部要員

3 現地災害対策本部

災害対策基本法第23条の2第5項に基づき、災害地に現地災害対策本部を設置し、災害対策本部事務の一部を実施する。

(1) 現地災害対策本部の組織

災害対策本部長（市長）は、災害対策副本部長（副市長・教育長）及び災害対策本部室要員並びにその他職員のうちから、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を指名する。

(2) 現地災害対策本部の設置基準

災害対策本部長は、大規模災害が発生し特に必要であると認められる場合において、現地災害対策本部を設置する。

なお、現地災害対策本部設置の具体的な基準は、次のとおりとする。

- ① 風水害及びその他の災害発生により、特定の地域において被害が集中発生したとき
- ② 列車、バス、船舶及び航空機の事故により、多数の死傷者又は避難者が発生したとき
- ③ 火薬類、ガス類、劇薬類、危険物その他の危険性物品の大量放出又は爆発などにより大規模な被害が発生したとき
- ④ 多数の住宅が焼失又は焼失するおそれのある大規模火災が発生したとき

(3) 現地災害対策本部の設置期間

災害地における緊急な応急措置が終了するまでとする。

(4) 現地災害対策本部の設置場所

原則として、災害が発生した地域に所在する公共機関に設置する。

(5) 現地災害対策本部の事務分掌

現地災害対策本部が実施する事務分掌は、次のとおりとする。

- ① 被害状況等の調査及び確認に関する事項
- ② 市が実施すべき応急対策活動に関する事項
- ③ 災害対策本部への被害状況等の情報伝達に関する事項
- ④ その他、現地災害対策に必要な事項

4 水防本部の統合

水防本部は、別府市災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部に統合する。

第2節 初動体制の確立

防災は、迅速な初動期の対応が成否に繋がることから、参集要領について全職員に対し周知徹底を図るものとする。

1 参集基準

参集基準については、「第3章・第1節1(1)・災害対策本部の設置基準」に基づき、次の体制をとるものとする。

(1) 災害対策連絡室

災害対策初動マニュアル「第1章・5・組織体制の確立」に基づき、指定された職員は、直ちに登庁し体制に就くものとする。

消防署の当直責任者（消防署中隊長等）は、警備配置の体制をとるものとする。

(2) 災害警戒本部

災害対策本部が設置される前の段階であり、災害対策初動マニュアル「第1章・5・組織体制の確立」に基づき、指定された職員は、直ちに登庁し体制に就くものとする。

(3) 災害対策本部（第1次体制）

災害対策初動マニュアル（本部室要員名簿・災害対策本部要員一覧）に基づき、本部室要員及び1次要員は、直ちに登庁し第1次体制に就くものとする。

(4) 災害対策本部（第2次体制）

災害対策初動マニュアル（本部室要員名簿・災害対策本部要員一覧）に基づき、本部室要員及び1次・2次要員は、直ちに登庁し第2次体制に就くものとする。

(5) 災害対策本部（第3次体制）

災害対策初動マニュアル（本部室要員名簿・災害対策本部要員一覧）に基づき、本部室要員及び1次・2次・3次要員は、直ちに登庁し第3次体制に就くものとする。

2 参集要領

職員は、円滑・迅速な防災対応を実施するため、次の要領で参集するものとする。

(1) 参集途上の情報収集

① 大規模災害発生時には、噂・デマなどの信用性の低い情報が多くなるため、市内各所に居住している職員自身による正確な情報の収集が重要となるので、職員が参集途上に確認した情報の収集整理に努めるものとする。

ただし、迅速に参集することを最優先とする。

② 参集した職員は、登庁後、直ちに参集途上状況報告書を記載し、所属長に報告する。

(2) 参集時の留意点

① 災害対策本部会議職員及び防災担当職員は、突発的な災害発生に備えて、常時、携帯電話を所持し、県及び大分地方気象台の災害情報伝達に留意する。

- ② 災害の規模が大きくなり、第2次体制及び第3次体制として参集する場合は、防災活動を実施する車両の妨げとならないよう、参集職員はあらゆる手段により直ちに参集するものとする。
- ③ 職員は、本人及び家族の安全を確保のうえ直ちに参集するものとする。
- ④ 何等かの事情により参集ができない場合又は参集が遅れる職員は、本人又は家族により迅速に所属長へ安否等の連絡をするものとする。
なお、連絡方法は次による。
 - ア 家庭の電話回線が不通の場合でも、使用可能性の高い公衆電話を使用する。
 - イ 携帯電話を使用する。
 - ウ 携帯電話やパソコンからのメールを使用する。
 - エ 近隣に居住する職員へ連絡を依頼する。
 - オ 小・中学校及び地区公民館等に設置されている防災行政無線を利用する。

【宇佐市】

3. 災害発生時における市の組織体制

市長は、災害が発生し又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置前又は設置がされない場合には、災害の種類及び規模に応じて災害対策連絡室又は災害警戒本部を設置するものとし、組織体制については次のとおりとする。

(1)組織体制

体 制	設 置 基 準	組 織 内 容
<p>第一次体制 (災害対策連絡室)</p>	<p>1. 大分地方気象台が宇佐市に警報を発表したとき（ただし海上警報を除く。） 2. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る火口周辺警報を発表したとき 3. その他異常な自然現象等により管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき 4. その他、特に必要と認めるとき</p>	<p>室長：危機管理課長 班員：危機管理課、耕地課、林業水産課、土木課、各支所地域振興課、産業建設課、消防本部の人員で情報収集及び連絡活動を行うために必要な者として別に定める人員</p>
<p>第二次体制 (災害警戒本部)</p>	<p>1. 大分地方気象台が宇佐市に警報を発表し、かつ相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき 2. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る噴火警報を発表したとき 3. その他異常な自然現象等により管内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき 4. その他、特に必要と認めるとき</p>	<p>本部長：総務部長 危機管理課長以下危機管理課全職員、総務課長以下総務課全職員、耕地課長以下耕地係全職員、林業水産課長以下林業水産課全職員、土木課長以下工務係全職員及び道路維持係全職員、福祉課長以下社会係全職員及び障害者福祉係全職員、介護保険課長以下高齢者支援係全職員、学校教育課長以下学校教育課全職員、社会教育課長以下社会教育課全職員 支所及び消防本部の人員で情報収集・連</p>

	るとき	絡活動を行うために必要な者として別に定める人員
<p>第三次体制 (災害対策本部)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大分地方気象台が宇佐市に特別警報を発表したとき 2. 大分地方気象台が宇佐市に気象業務法の警報を発表し、かつ大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき 3. 福岡管区気象台が鶴見岳、伽藍岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 4. その他異常な自然現象等により管内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき 5. その他、特に必要と認めるとき 	<p>全職員（本部の全機能をもって総合的かつ強力な防災活動を実施する体制とする。）なお、必要な場合は、必要な職員のみとすることができる。</p>

【由布市】

《 災害応急対策動員配備表 》

【 本部 】

災害警戒準備室	<p>1. 発令基準</p> <ul style="list-style-type: none">①気象警報が発令された場合②水防警報の水防団待機水位をこえ、はん濫注意水位に達するおそれがある場合③気象庁が震度4を発表した場合④噴火予報が発表された場合 <p>2. 体制</p> <p>防災安全課は直ちに登庁し、被害の情報等の収集・伝達に努める。消防本部の非番要員は、連絡が付く体制。</p> <ul style="list-style-type: none">①配置 : 防災安全課職員全員②設置場所: 本庁舎
災害対策警戒本部	<p>1. 発令基準</p> <ul style="list-style-type: none">①気象警報が発令され、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合②水防警報のはん濫注意水位をこえ、なお水位の上昇が予想される場合 (宮川については湯布院支部警戒本部で対応)③気象庁が震度5弱を発表した場合④火口周辺警報が発表された場合 <p>2. 体制</p> <p>相当規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは、総務部長は直ちに登庁し、各部長へ連絡するとともに被害の情報等の収集・伝達に努める。消防本部は非番要員の待機命令。</p> <ul style="list-style-type: none">①本部長 : 副市長 副本部長: 総務課長、建設課長、福祉課長、会計管理者、消防長②本部員 : 総務課、建設課、農政課、水道課、福祉課 防災安全課③待機 : 各課 (待機命令が発令された場合は、各課にて待機)④各部局長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害の応急対策を行う (職員の配置、応急対策の内容については各部局で定める)。⑤設置場所: 本庁舎

<p>災害対策本部 (現地対策本部)</p>	<p>1. 発令基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 気象警報が発令され、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ② 水防警報のはん濫危険水位に達し、重大な災害が発生するおそれがある場合 ③ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ④ 特別警報が発令された場合。 ⑤ 気象庁が震度5強を発表した場合（職員は、自主参集） ⑥ 噴火警報が発表された場合 <p>2. 体制</p> <p>大規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次体制：各部各班5割（状況により変更する）の職員（各課において体制整備） ・ 第2次体制：全職員（市民生活に直接関係する窓口職員を除く） <ul style="list-style-type: none"> ① 本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 ② 本部長：各部各班長 ③ 本部長は、災害の状況に応じて要員を増員する。 ④ 対策本部に部・班を設置し、災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を行う。 ⑤ 設置場所：本庁舎（災害発生の地域が限定される場合においては、現地対策本部を設置する。）
----------------------------	--

【日出町】

(1) 災害対策連絡室

項目	内容
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ◎大分地方気象台が警報を発表したとき（ただし、海上警報は除く。） ◎福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報（火口周辺）を発表したとき ◎日出町で震度4の地震が発生したとき、又は日出町を除く県内の広範囲で震度4以上の地震が発生したとき ◎大分県瀬戸内海沿岸区域に津波注意報が発表されたとき ◎その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき ◎その他、総務課長が必要と認めたとき
設置場所	日出町役場総務課内
組織・職制	<p>【室長】総務課危機管理室長</p> <p>【室員】災害対策連絡室要員（総務課危機管理室職員(3)及び総務課、財政課、都市建設課、農林水産課、上下水道課、議会事務局の各所属長が指名した職員（各課1名））</p>

(2) 災害警戒本部

項目	内容
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ◎大分地方気象台が警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき ◎福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表したとき ◎日出町で震度5弱の地震が発生したとき、又は日出町を除く県内の広範囲で震度5弱以上の地震が発生したとき ◎大分県瀬戸内海沿岸区域に津波警報が発表されたとき ◎その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき ◎その他、総務課長が必要と認めたとき
設置場所	日出町役場内会議室
組織・職制	<p>【本部長】総務課長【副本部長】総務課危機管理室長</p> <p>【部員】災害警戒本部要員（総合調整部員及び各対策部長・副部長）</p>

(3) 災害対策本部

項 目	内 容
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ◎大分地方気象台が特別警報を発表したとき ◎大分地方気象台が警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき ◎福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ◎日出町で震度5強の地震が発生したとき、又は日出町を除く県内の広範囲で震度5強以上の地震が発生したとき ◎大分県瀬戸内海沿岸区域に大津波警報が発表されたとき ◎その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき ◎その他、町長が必要と認めたとき
設置場所	日出町役場大会議室又は331会議室（被災状況による）
組織・職制	【本部長】町長 【副本部長】副町長、教育長 【部員】各対策部の職員

4) 協議会関係機関の連絡先一覧

	大分県関係機関	TEL
1号	防災対策企画課	097-506-3069
	観光・地域振興課	097-506-2112
	自然保護推進室	097-506-3022
	砂防課	097-506-4636
	東部振興局総務部	0978-72-1211
	中部振興局総務部	097-506-5724
	北部振興局総務部	0978-32-1170
	別府土木事務所	0977-67-0211
	大分土木事務所	097-558-2142
	宇佐土木事務所	0978-32-1300
	市町関係機関	
	別府市防災危機管理課	0977-21-2255
	別府市観光課	0977-21-1128
	宇佐市危機管理課	0978-27-8111
	宇佐市観光まちづくり課	0978-27-8171
	由布市防災安全課	097-582-1140
	由布市商工観光課	097-582-1304
日出町総務課危機管理室	0977-73-3150	
日出町商工観光課	0977-73-3158	
2号	地方気象台等	
	気象庁福岡管区気象台気象防災部地震火山課 気象庁大分地方気象台	092-725-3616 097-532-0644
3号	地方整備局	
	国土交通省九州地方整備局企画部	092-476-3544
4号	陸上自衛隊	
	陸上自衛隊西部方面特科隊 陸上自衛隊第41普通科連隊	0977-84-2111 0977-22-4311
5号	警察	
	警察本部地域課	097-536-2131
	警察本部警備部警備第二課	097-536-2131
	大分南警察署警備課	097-542-2131
	別府警察署警備課	0977-21-2131
杵築日出警察署警備課	0977-72-2131	
宇佐警察署警備課	0978-32-2131	
6号	消防	
	別府市消防本部警防課	0977-25-1124
	宇佐市消防本部警防課	0978-32-0119
	由布市消防本部警防課	097-583-1500
杵築速見消防組合消防本部警防課	0978-62-4328	
7号	火山専門家	
	省略	
8号	その他	
	林野庁九州森林管理局計画保全部治山課	096-328-3632
	林野庁九州森林管理局大分森林管理署	097-532-9281
	林野庁九州森林管理局大分西部森林管理署	0973-23-2161
	国土交通省国土地理院九州地方測量部管理課	092-411-7881
	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所調査第1課	097-546-1474
	環境省九州地方環境事務所くじゅう管理官事務所	0973-79-2631
一般社団法人大分県バス協会	097-558-3946	
西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所	097-546-8065	

5) 交通規制位置・方法等確認票 (イメージ)

担当 市町	壱山口	設置担当者		備番場所・管理方法等		看板			交通規制			移動方法			
		所属 (勤務地・ 部署)	氏名	連絡先	備番 場所	保管場所の鍵管理方法 (所有者・保管場所等)	専用看 板 の有無	設置数 (備番数)	設置 場所	バリケードに用いる 資機材の有無	必要 資器材	設置 場所	交通 手段	駐車 場所	移動 ルート

6) 緊急時おける情報伝達例

市町は、必要に応じ、防災行政無線等により火山活動の状況の伝達を行う（避難情報は今後変更）。

観測事項	広報文例
<p style="text-align: center;">噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)</p>	<p>こちらは、〇〇市（〇〇町）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が鶴見岳・伽藍岳に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。 これにより、〇〇から〇km圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、規制範囲外〇〇への避難をお願いします。 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。</p>
<p style="text-align: center;">噴火警戒レベル3 (入山規制)</p>	<p>こちらは、〇〇市（〇〇町）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が鶴見岳・伽藍岳に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。 これにより、〇〇から〇km圏に入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。 〇〇地区のお年寄りの方等避難に時間がかかる方は、今後避高齢者等避難・避難指示が発令される場合がありますので、避難の準備を始めてください。 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。</p>
<p style="text-align: center;">噴火警戒レベル4 (高齢者等避難)</p>	<p>こちらは、〇〇市（〇〇町）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が鶴見岳・伽藍岳に発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられました。 これより、〇〇地区において、高齢者等避難を発令します。 お年寄りの方等は、直ちに〇〇公民館へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。 住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 なお、入山規制は継続中です。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。</p>
<p style="text-align: center;">噴火警戒レベル5 (避難)</p>	<p>こちらは、〇〇市（〇〇町、〇〇村）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が鶴見岳・伽藍岳に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。これより、〇〇地区において、避難指示を発令します。 住民の皆様は、直ちに〇〇公民館へ避難してください。 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。 なお、入山規制は継続中です。</p>